

## 愛育病院 院内感染対策のための指針

総合母子保健センター愛育病院における感染対策を推進するため、本指針を定める。

### 1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院における感染の防止に留意し、感染症等発生の際はその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、病院にとって重要である。このため、感染対策を全従業員が把握し、この指針に沿った医療を患者に提供できるように取り組む。

### 2. 院内感染対策のための委員会、組織に関する基本事項

#### (1) 院内感染対策委員会 (infection control committee : ICC)

感染対策の病院全体に関わる方針を検討する委員会であり、院長、副院長、診療部長、医長、看護部長、看護師長、薬剤科長、臨床検査技師長、栄養科長、事務部長等の各部署の責任者で構成される。検討した結果は院長に答申され、運営協議会で検討の上、病院の方針として決定される。

#### (2) 感染対策 (infection control team : ICT)

感染対策の実務を担当し、医療関連感染に関する監視を行い、情報収集し、指導・啓発する役割を担う。医師、看護師、検査科、薬剤科、栄養科、事務部その他幅広い分野より構成され、ICT リーダーは院長が指名し、院長より一定の権限と責任を委譲される。

#### (3) 院内感染管理者 (ICD、ICN 等)

院内感染対策の実務的な中心となる担当者は、以下の役割を担う。

- ①感染防止のために組織横断的に活動する
- ②院内における感染動向を把握し、必要に応じて調査及び指導を行う
- ③アウトブレイクあるいは重要案件発生の場合は、対応のリーダーシップを執る
- ④サーベイランス参加への準備と実施
- ⑤院内研修の企画・運営に関する中心的な役割を担う
- ⑥感染防止策に関する相談を行う

### 3. 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

感染対策のための基本的な考え方及び具体的方策について、個々の従業者の院内感染に対する意識を高め、業務を遂行する上で技能やチームの一員としての意識の向上などを図ることを目的として、年 2 回程度定期的を開催するほか必要に応じて行う。

### 4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症の届出及び院内の菌分離状況及びサーベイランスを行い、必要に応じて院長へ報告、ICT での検討及び現場でのフィードバックを行う。

### 5. 感染症発生時の対応に関する基本方針

感染症患者が発生した場合は、医師または看護師から所定の様式をもって ICT に速やかに報告する。また、緊急を要する感染症の発生時は、直ちに ICC・ICT への報告を行い、ICC・ICT においては、緊急対策を講ずるとともに再発防止及び対応方針を検討する。

### 6. 患者等に関する当該指針の閲覧に関する基本方針

感染対策の理解と協力を得るため、病院ホームページに記載し、閲覧の推進に努める。

### 7. その他の院内感染対策の推進のために必要な基本方針

医療関連感染対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院従業者への周知徹底を図るとともに、このマニュアルの定期的な見直し・改訂を行う

#### 附則

この指針は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

- ・平成 27 年 7 月 新病院移転に伴い見直し
- ・平成 28 年 10 月 見直し
- ・2020 年 7 月見直し